倉吉市上下水道局告示第6号

倉吉市公共下水道の供用及び処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条第1項 及び同条第2項において準用する同条第1項の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、倉吉市上下水道局において一般の縦覧に供する。

令和6年3月31日

倉吉市長 広田 一恭

- 1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日 令和6年3月31日
- 2 下水を排除及び処理すべき区域 別紙のとおり
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置 別紙のとおり
- 4 供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別 分流式(汚水)
- 5 下水の処理が開始される流域下水道の終末処理場の位置及び名称 位置 鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬1517 名称 天神浄化センター
- 6 縦覧場所

倉吉市上下水道局(倉吉市役所本庁舎)

下水を排除及び処理すべき区域

No.	町名	地番
1)	穴窪	75–4
2	駄経寺町	45-6
3	巌城	707–19
4	巌城	708-1
5	巌城	708-2
6	巌城	708-5
7	巌城	709–2
8	巌城	1599-2
9	巌城	1599-5
10	巌城	1599-11
11)	巌城	1599-12
12	巌城	1599-15
13)	巌城	1599-26
14)	巌城	1599-27
15)	巌城	1600-3
16	巌城	1600-14
1	巌城	1601-3
18	巌城	1601-7
19	福守町	189–10
20	福守町	201-7
21)	福守町	201–21
22	丸山町	501-6
23	生田	720–27
24)	生田	828-1
25	生田	828-3
26	和田	236-2
2)	大谷	227-21
28	福山	163-3